

## 第14章. 電子商取引

TPP協定の電子商取引章は、WTO協定には規定はなく、また我が国が締結済みのEPAの電子商取引章と比較しても、包括的かつ高いレベルの内容が達成されている。具体的には以下の内容が規定されている。

- (1) 締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。
  - (2) 他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクト（コンピュータ・プログラム等、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、電子的に送信されることが出来るもの）に対し、同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。
  - (3) 企業等のビジネスの遂行のためである場合には、電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転を認める。（注）
  - (4) 企業等が自国の領域内でビジネスを遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない。（注）
  - (5) 他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない。
- （注：（3）及び（4）の義務に関しては、「締約国が正当な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げない」ことが確認されている。）

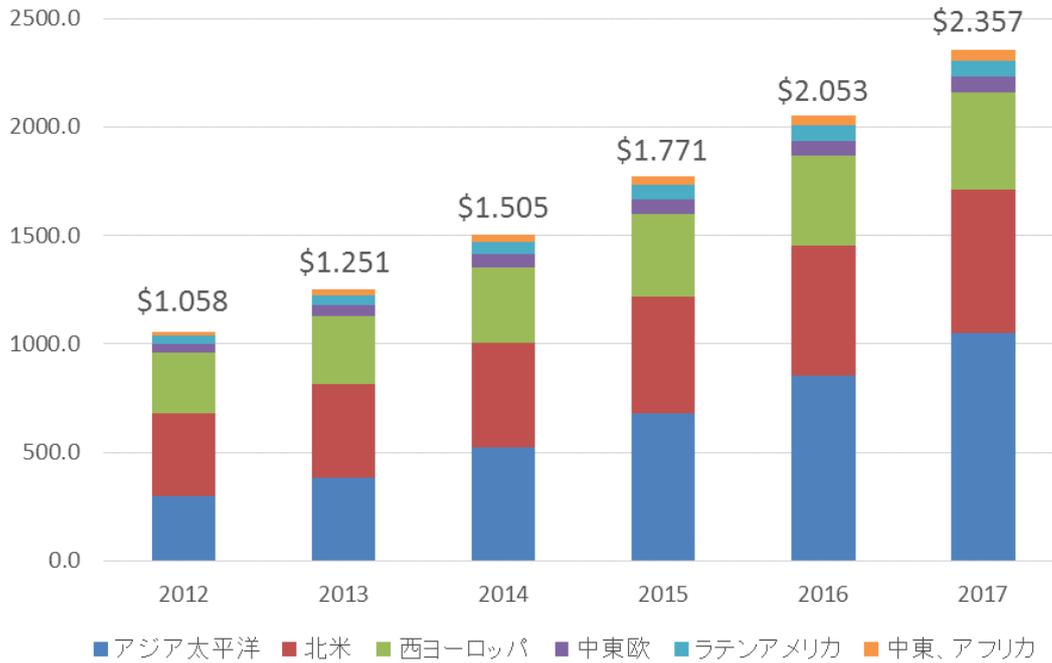
同時に、電子商取引利用者及びオンライン消費者の保護に関する規律が定められるなど、消費者が電子商取引を安心して利用できる環境の整備も図られている。

電子商取引市場は急成長しており、今後も拡大が見込まれる。多額の投資や拠点設置を伴わずに海外の消費者や企業と直接取引できる電子商取引は、中小企業が国際展開を図るに当たっても有効な手段である。

TPP協定において、電子商取引に関する先進的かつ包括的なルールを構築したことによって、今後、域内において電子商取引が安定的かつ信頼感をもって行われる環境が整備されることが期待される。

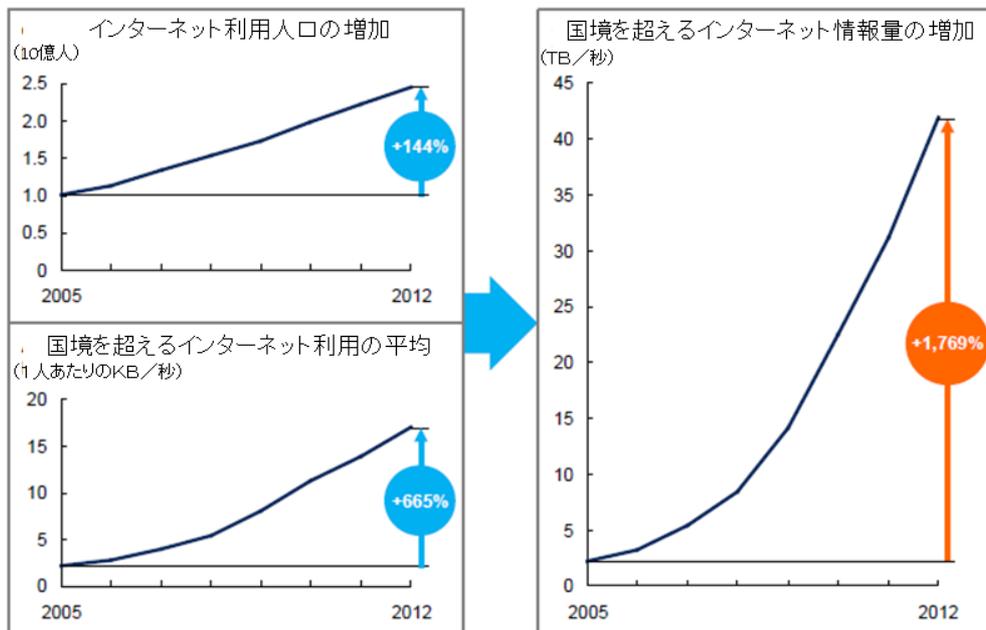
## 世界のBtoC電子商取引の市場規模予測

(兆ドル)



出典：米国調査会社eMarketerレポートより作成

## インターネット利用者の増加及び国境を超えるインターネット情報量



出典：Mckinsey&Company Global flows in a digital age:  
How trade, finance, people, and data connect the world economy